

平成 29 年 第 1 回 定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 3 月 9 日 開会

平成 29 年 3 月 17 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成29年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成29年3月9日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦直樹	2番 渡辺圭一
3番 小林清一	4番 小林昭一
5番 渡邊政司	6番 佐藤博水
7番 三浦利雄	8番 小林利雄
9番 渡邊明雄	10番 欠員

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博
議会事務局書記 渡辺和彦

7、会議事件

議案第1 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
議案第2 号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を定める件

- 議案第 3 号 鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 鳴沢村農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止する条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村農業委員会の委員の定数に関する条例を定める件
- 議案第 7 号 字の区域変更の件
- 議案第 8 号 村道路線変更の件
- 議案第 9 号 平成 28 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 10 号 平成 28 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 11 号 平成 28 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 12 号 平成 28 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 13 号 平成 28 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 14 号 平成 29 年度鳴沢村一般会計予算
- 議案第 15 号 平成 29 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 29 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 29 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 29 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 29 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 20 号 鳴沢村第 5 次長期総合計画基本構想を定める件
- 同意第 1 号 鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件
- 同意第 2 号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を

求める件

8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
村長所信表明
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する
条例を定める件
- 日程第5 議案第2 号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を
改正する条例を定める件
- 日程第6 議案第3 号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に關す
る条例の一部を改正する条例を定める
件
- 日程第7 議案第4 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する
条例を定める件
- 日程第8 議案第5 号鳴沢村農業委員会の選挙による委員定
数条例を廃止する条例を定める件
- 日程第9 議案第6 号鳴沢村農業委員会の委員の定数に關す
る条例を定める件
- 日程第10 議案第7 号字の区域変更の件
- 日程第11 議案第8 号村道路線変更の件
- 日程第12 議案第9 号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算
(第6号)
- 日程第13 議案第10号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第11号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第12号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計

補正予算（第4号）

- 日程第16 議案第13号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第14号平成29年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第18 議案第15号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第16号平成29年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第17号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第18号平成29年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第22 議案第19号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

◎議長挨拶

議長（渡邊明雄君） 平成29年第1回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第1回定例会を招集いたしましたところ、大勢の皆様にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

本定例会におきましては、平成28年度補正予算、それから新年度の平成29年度予算等さまざまな多数の案件が上程されております。

中でも、第5次鳴沢村長期総合計画基本構想についての説明等、それから全員協議会において、念願でありました診療所の誘致の進捗状況、それから東京オリンピック・パラリンピックに向けての誘致活動についての説明等がございます。

小さくてもますます輝ける鳴沢村に向けて、皆様の積極的なご意見を、ご提言いただきたいと思います。どうかよろしく願いします。

簡単でございますが、ご挨拶にさせていただきます。

開会 午前10時00分

議長（渡邊明雄君） それでは、ただいまから平成29年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（渡邊明雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林利雄君、三浦直樹君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、平成28年12月5日及び平成29年2月22日に町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布してありますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成28年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林利雄君。

議会運営委員長（小林利雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてご報告させていただきます。

平成28年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会

の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月3日午後1時30分から、また、3月7日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者両日ともに、委員4名と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、3月3日の委員会で申し合わせた事項については、次の6項目です。

1、会期は、本日より17日までの10日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、議案第5号及び議案第6号の2件を一括議題、一括採決とすること。

4、議案第9号から議案第13号までの5件を一括議題、一括採決とすること。

5、議案第14号から議案第19号までの6件を一括議題、一括採決とすること。

6、一般質問通告日は、3月7日正午までとすること。

以上であります。

なお、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、3月7日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた5名7件の一般質問通告書

の取り扱いについて、小林昭一議員の「美しい村づくりの方策について」の通告書は、本人に通告の取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてご報告させていただきます。

平成28年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月3日、午後2時40分より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、委員会の閉会中の継続調査申し出についての1件です。

委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

建設産業経済常任委員長（三浦直樹君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月3日、午後1時10分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、委員会の閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 広報常任委員長 佐藤博水君。

広報常任委員長（佐藤博水君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月23日、午後1時30分より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員4名と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第27号（案）について及び委員会の閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第27号についてレイアウトや掲載する記事の内容等について協議し、先月2月1日に全戸配布いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

なお、その他の事項として、平成28年度山梨県広報コンクールの町村議会広報部門において、鳴沢村議会だより第26号が昨年度に引き続き奨励賞を受賞しましたので、このこともあわせて報告させていただきます。

関係各位には改めて御礼を申し上げます。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 平成29年鳴沢村第1回定例会に臨みまして、議員全員のご参会に敬意を表するものでございます。

議長から所信表明のお許しをいただきましたので、今定例会でご審議いただきます諸案件の説明に先立ちまして、今後の村政運営についての所信の一端を申し上げます。

米国のトランプ大統領が就任後、直ちに環太平洋連携協定、いわゆるTPP離脱、北米協定の見直しなどアメリカ第一主義で取り組む方針が強調され、自国内の製造業を支援する保護主義的な政策が発表されています。

また、企業に対する政治介入とも思える発言も見られます。安倍・トランプ会談は満点外交だと論評する方もいますが、日本経済への影響を注意深く見守る必要があると思っております。

国内は安倍内閣総理大臣の年頭記者会見で本年も経済最優先、鳥が大空をかけるように颯爽とデフレ脱却に向けて金融政策、財政政策、そして成長戦略の三本の矢を打ち続けると発言しましたが、地方が成長し活力を取戻し、急激な人口減少を食い止める政府の制度設計を期待しておるところであります。

日本広販（株）開発跡地は定住滞在型施設と交流観光型施設に

より一体的に開発し、地域活性を図るべく平成27年から協議を進めてきましたが、事業会社から、プロジェクト関係者と協議した結果、現状のままでの事業展開、資金投下は非常にリスクが高く困難であるとの判断に至った報告を受けました。

報告書には、非常に残念な思いでいっぱいであり、当該地の権利関係の適切な整理をいただければ検討を再開できる可能性も出てくるとの文言もありました。

引き続き、権利関係を整理するため、開発許可の取り消しや事業者の廃止届提出に向けての行政指導を山梨県へお願いする所存であります。

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックは、開催までいろいろな問題を抱えながらも除々に日本の世論が盛り上がり成功するものと確信しております。

本村でも東京オリンピック・パラリンピックに向け、フランスを相手国としたバレーボール及びトリアスロン競技を富士河口湖町と共同で事前合宿候補地とするホストタウンの認定を受けております。当村の自然、文化などの魅力を発信する絶好の機会を得たと思っております。

平成29年2月24日の山日新聞の紙面で、2010年と2015年の国勢調査結果を比較する記事がありました。山梨県下14市町村が転出超過の中、本村は93人増の転入超過率3.2%でありました。

同期間の転入超過の内容を住民基本台帳で見ますと、転入超過率は3.8%で、転入率の上位地区は富士山別荘地区、大田和地区の組に加入されない方となっております。

年齢構成を見ますと、全地区の転入者数628人のうち50歳未満の割合は70.2%でありました。

今後も総合戦略の基本目標の一つである「鳴沢村への新たな人

の流れの創生」に向け施策を推進する所存であります。

また、平成38年度までの10年間の村づくりの方針を示す基本構想で描いた「鳴沢村の将来像」「むらづくりの目標」「基本方向」を受けて策定した鳴沢村第5次長期総合計画につきましても本定例会でご意見をいただき審議をお願いするものであります。

昨年、国債や借入金、政府短期証券を合わせた国の借金の残高は1,053兆円と発表されました。国から財源補填される地方交付税の交付も毎年厳しい状況の中、おのこの自治体が地域の魅力や資源をいかに発信し、どう地域を活性化させていくかが問われております。

また、住民一人ひとりが住んでいる地域のこれからについて考えていただきたいと思っております。

村民の皆様の声が届く村政に心がけ、村民の皆様が、この村に住んで良かった、生まれて良かった、そしてずっと住み続けたいと誰もがそう思える鳴沢村の実現を目指して公正中立な政治信念で行政運営に取り組んでいく所存であります。

それでは、本年度の事業を中心に今後の村政運営につきましてもご説明申し上げます。

地域振興としまして、道の駅、東海自然歩道を中心とした観光周遊ルートを整備するため、魔王天神社裏山から三湖台へ向け、急傾斜箇所を迂回する登山道を第一区の協力を得ながら整備する考えであります。

富士河口湖町と連携し、富士五湖西部地域の観光客の誘客と高齢化に伴う交通弱者の通院、買い物対策を目的とした、河口湖駅を起点に本栖湖観光案内所までの27.9キロメートルの路線運行補助を昨年度に引き続き実施いたします。

農業振興としまして、平成19年度から事業を進めてきました

中山間地域総合整備事業は計画した主要事業が完了し、補完工事と圃場の登記処理を残し、事業がほぼ終了する予定であります。事業推進にご協力をいただきました議員各位、地権者の皆様には改めまして感謝申し上げます。

子育て支援といたしまして、子育て世代の経済的負担を軽減するため高校3年生までの子供医療費無料化、第2子以降の3歳未満児保育料無料化、国の公定価格に含まれない保育所の3歳児以上主食代の保護者負担の軽減などを継続して補助してまいります。

保育、教育支援としまして、保育所のきめ細やかな保育環境の向上を図るため、施設の整備と保育所職員の加配、また小学校の学習環境の整備と個別に支援が必要な児童の指導の充実と学力向上のため村単支援講師を配置いたします。

生活環境支援としまして、村民が安心して医療サービスを受けることができ、地域の医療体制の安定を図り、村民の健康と福祉の増進を推進するための鳴沢村診療所開業医誘致事業も本年秋の開業に向け準備を進めているところであります。

防災対策としまして、平成3年度購入した両分団のポンプ車が購入から25年が経過し、修繕する部品も製造されておらず、故障への対応ができない状況であります。緊急防災減災事業債が東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続されたため、平成29年度で両分団へのポンプ車を購入する予定であります。

また、移動系防災行政無線機器も購入から25年が経過しているため、経済性、利便性を比較し、火災時の情報伝達手段としてIP無線機の導入を予定しております。

地域消防団は地域防災力の核であります。消防団員の消火活動から身体を防護する装備品は購入から相当の年数が経過してい

るものが多く、消防団員の福利厚生面で装備品の充実強化を図る所存であります。

また、消防団員報酬も近隣の状況を見ながら検討したいと考えております。

現本庁舎は、昭和37年の建設から55年を経過し、建設から半世紀以上が経過、災害発生時の行政機能の維持や防災拠点としての機能面の不安、施設や設備の老朽化、執務空間や収納スペースの狭隘化などが喫緊の課題となっております。昨年11月に役場職員で構成する「庁舎のあり方検討委員会」を立ち上げ、調査研究の上、今後の庁舎のあり方の報告書が提出されました。

本年度、議会、住民代表による（仮称）庁舎建設検討委員会を立ち上げ、広く村民の意見を取り入れ、新庁舎建設基本構想並びに基本計画を策定する考えであります。

本年も、鳴沢村の活性化と情報発信を目的として、第8回富士・鳴沢紅葉ロードレース大会を10月第4日曜日の10月22日に実施する予定でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今後も、事業の効果や必要性など十分な検討を行い、最少の経費で最大の効果を目指し、国の各種制度や補助金、交付金等の活用に努め、小さくても輝く鳴沢村実現のため、これからさらに身を引き締め、全力を傾注してまいりますので、皆様のより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（渡邊明雄君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（渡邊明雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 議案第1号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第4、議案第1号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第1号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

鳴沢村職員を山梨県へ研修派遣することに伴い、研修先において常態的に駐車場を使用することとなった場合に、その使用料について通勤手当として支給する必要があることから通勤手当に係る規定を改正するものであります。

改正条例の1ページをごらんください。

条例第9条の4第3項で、常態的に駐車場を使用することとなった場合に、その使用料について通勤手当として支給する条文を新たに設けたものであります。

これに伴い、同条第3項から第6項までを各1項繰り下げるものであります。

改正条例の2ページをごらんください。

施行期日は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番、小林昭一君。

4番（小林昭一君） 4番、小林昭一。

提案理由の中で、山梨県へ研修派遣というふうにありましたけれども、大まかに山梨県といっても地域は広いと思うんですが、例えば県庁へ派遣するために県庁駐車場がないので、この近隣駐車場を借りるということなんでしょうか。

官庁、役場等であれば駐車料金は発生しないと思うんですけども、どういうことを想定して条例をつくったのか教えていただきたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） こちらにつきましては具体的には県の面接等がありますけれども、ほぼ派遣については県庁のほうでオーケーが出ています。

あとは、国中のほうにアパートを持ちまして、そこでの駐車ということで、直接、県庁へ向かう、県庁に出勤するための駐車場ということではありません。

訂正します。県庁へ出勤するためですけれども、職員は県庁の中に置けないので、その周辺に多分置かざるを得ないので、そのための駐車場の費用です。

議長（渡邊明雄君） 県庁に置けないということで、やるということで了解でしょうか。

4番（小林昭一君） はい。

議長（渡邊明雄君） ほかにありませんか。

総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 補足いいですか。

山梨県の県職員は県庁のほうへ置けないので、みんな借りているという状況です。同様に派遣する職員さんもそういう対応をとるということです。

議長（渡邊明雄君） 村長。

村長（小林 優君） 補足で、県庁の職員は県庁内、また前は北口にあったんですが、今は駐車場がないもので、自分たちで職員が借りて通っております。

それと、近くの駅、石和とか、甲斐市のほうの駅の近くへ駐車場を借りて、そこから電車通勤というような形で職員は甲府市内または近隣へ駐車場を自ずから借りて通っている状況であります。

議長（渡邊明雄君） よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第2号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部
を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第5、議案第2号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第2号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

改正点は、議案の1ページをごらんください。

第2条第5項第5号、鳴沢村消防団の後に「の団長及び副団」を追加するものであります。

これは、地震災害警戒本部を設置した際、消防団第1分団、第2分団における組織の統制を円滑にするため、副団長にも参加していただく必要があることから改正するものであります。

附則として、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第3号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長(渡邊明雄君) 日程第6、議案第3号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(渡辺英博君) 議案第3号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、児童福祉法等及び児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法令を改正するものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第2条、用語の定義、第4項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4」に改めるものであります。

続いて、2ページをごらんください。

第4条、所得制限、第1項第2号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改めるものであります。

附則として、本条例の施行期日を平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第4号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第7、議案第4号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 議案第4号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、国の消費税率10%への引き上げに伴う措置として、平成29年4月より第1段階から第3段階までの低所得者の方の介護保険料の軽減に対する保険料率の変更を予定していましたが、消費税率の引き上げが延期されたので、平成29年度についても現行の軽減措置を継続するため所要の改正を行うものであります。

また、介護保険料の納期限について、村税等の納期限と同日にあわせるため、及び介護保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書の記載事項に個人番号を加える必要があるため所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第2条、保険料率、第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に、第3条、普通徴収に係る納期、第1項中「第3期12月1日から同月31日まで」を「第3期12月1日から同月25日まで」に、「第4期2月1日から同月28日まで」を「第4期2月1日から同月末日まで」に改めます。

続いて、2ページをごらんください。

第8条、保険料の徴収猶予、第2項第1号中「及び住所」を「住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に、第9条、保険料の減免、第2項第1号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改めるものであります。

附則として、本条例の施行期日を平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、三浦利雄君。

7番（三浦利雄君） 7番、三浦利雄。

ちょっと課長にこの改正のあれで、今まで「12月1日から同月の31日まで」を「12月1日から25日まで」という、この意味合いと、それから29年度は2月は28日までしかないんだけど、あえて2月1日から同月の末日までという、この変更はどういう意味だかちょっとその辺を教えてください。

議長（渡邊明雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） こちらの第3期の12月25日というのは固定資産税の納期が現在12月25日になっております。6期とか引き落としの関係で、今現在、日付が違うというようなことになっておりますので、固定資産税と同じ日付ということで25日に改正させていただきます。

あと、2月末日というのはうるう年がありますので、4年に1回、その関係であえて表示を末日とさせていただきました。

7番（三浦利雄君） 28年度に引き続いて29年度ということだから、あえてこれは29年度の2月は28日までしかないから、その辺は継続的にもっと期間が長いうるう年というのはあるんだけど。

福祉保健課長（渡辺英博君） こちらは、この資料というのを見ていただきたいんですけども、こちらで下のほうに四角に囲ってありまして、27年4月から29年3月というのが第1段階で実際は0.5%の軽減なんですけれども、0.45に軽減さ

れるんですけれども、この年度が29年まで延長されるという
ための29年です。すみません。

議長（渡邊明雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す
ることに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案の
とおり決定しました。

◎日程第8 議案第5号鳴沢村農業委員会の選挙による委員
定数条例を廃止する条例を定める件

◎日程第9 議案第6号鳴沢村農業委員会の委員の定数に関
する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第8、議案第5号鳴沢村農業委員会の選
挙による委員定数条例を廃止する条例を定める件及び日程第9、
議案第6号鳴沢村農業委員会の委員の定数に関する条例を定め
る件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（三浦寿得君） 議案第5号鳴沢村農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止する条例を定める件及び議案第6号鳴沢村農業委員会の委員の定数に関する条例を定める件につきまして、関連いたしますのであわせて提案理由をご説明申し上げます。

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正施行されたことに伴い、農業委員の選出方法が従来の公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されました。

このため、鳴沢村農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止し、新たに鳴沢村農業委員会の定数に関する条例を制定するものであります。

現在、選挙による委員定数は7名であり、議会推薦2名、農協推薦1名の合計10名で活動を行っています。

法律改正後も農業委員の人数を同規模、同程度確保するよう求められているため、新たに制定する条例で農業委員の定数を10人と規定するものであります。

なお、附則としまして、両条例とも公布の日から施行するものといたします。

以上で議案第5号、第6号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号及び議案第6号を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第7号字の区域変更の件

議長（渡邊明雄君） 日程第10、議案第7号字の区域変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（三浦寿得君） 議案第7号字の区域変更の件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成19年度から県営中山間地域総合整備事業を実施しており、本事業による農業基盤整備工事により既存の農地をより効率よく使用できるよう土地の区画形状を整形したり、分散している複数の農地を集約する区画整理のほか、農道や用排水路の整備等の圃場整備工事を実施しました。

今回、字的場、字宮前道下地内において、土地改良法による土地改良事業を行い、従来不整形であった土地の形状整形及び道路、水路等の整備を行いました。

これにより、別添字界変更調書のとおり、従前の土地等を境界とする字の区域が変更したため、工事後の土地等の区画形状にあわせ、字の区域変更を行うものであります。

字の区域変更につきましては、地方自治法第260条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第8号村道路線変更の件

議長（渡邊明雄君） 日程第11、議案第8号村道路線変更の件を議題といたします

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（三浦寿得君） 議案第8号村道路線変更の件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

富士桜高原別荘地内を通る村道683号線につきまして、道路管理を行っております富士観光開発株式会社より「幅員が狭く利便性が悪い」との理由により、本路線の付け替え申請が提出されました。

付け替えを行うことにより、本申請路線に一部廃止、一部新規認定が生じますので、道路法第10条第3項で準用される同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次のページの村道路線変更位置図をごらんください。

付け替えを行う村道は、昨年度に富士観光開発株式会社において舗装工事を行った路線であり、変更する箇所を赤丸で示してございます。赤色で表示した区間が廃止部分で、太い青線で表示した区間が新設する部分であります。

今回の路線変更により、延長が6,308.49メートルから6,174.27メートルへ、面積が4万6,878.45平方メートルから4万6,992.92平方メートルに変更するものであります。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第9号平成28年度鳴沢村一般会計補正
予算(第6号)

◎日程第13 議案第10号平成28年度鳴沢村国民健康保
険特別会計補正予算(第4号)

◎日程第14 議案第11号平成28年度鳴沢村簡易水道事
業特別会計補正予算(第4号)

◎日程第15 議案第12号平成28年度鳴沢村介護保険特
別会計補正予算(第4号)

◎日程第16 議案第13号平成28年度鳴沢村後期高齢者
医療特別会計補正予算(第3
号)

議長(渡邊明雄君) 日程第12、議案第9号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第6号)から、日程第16、議案第13号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第9号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第6号)から、議案第13号平成28年度鳴沢村後期高

齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度の各会計歳入歳出予算の総額から1億3,725万1,000円を減額し、一般会計並びに特別会計予算総額を28億2,734万8,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、社会福祉行政諸費457万5,000円、国民健康保険特別会計繰出金106万4,000円などで、このほか年度末となり決算見込み額が把握できる状況となったことから減額できる部分について不用額の減額補正を行うものであります。

歳入については、歳出の減額により、その事業執行に係る財源、既に交付されている普通交付税5,454万2,000円を増額など決算見込みによる増減を行い、当初予算に計上していた財政調整基金などの基金繰入金9,514万1,000円について減額できることになったものです。

また、これらにより歳入歳出の差額相当額の8,710万9,000円を公共施設建設基金に積み立てるものであります。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、戸籍住民基本台帳事務諸費29万1,000円、国民健康保険運営事務諸費176万1,000円の2事業、計205万2,000円を平成29年度へ繰り越しできるものとして設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第9号から議案第13号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第13号ま

での5件については、会議規則第36条第1項の規定により、
予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第17 議案第14号平成29年度鳴沢村一般会計予
算

◎日程第18 議案第15号平成29年度鳴沢村国民健康保
険特別会計予算

◎日程第19 議案第16号平成29年度鳴沢村簡易水道事
業特別会計予算

◎日程第20 議案第17号平成29年度鳴沢村介護保険特
別会計予算

◎日程第21 議案第18号平成29年度鳴沢村介護予防支
援事業特別会計予算

◎日程第22 議案第19号平成29年度鳴沢村後期高齢者
医療特別会計予算

議長（渡邊明雄君） 日程第17、議案第14号平成29年度鳴沢
村一般会計予算から、日程第22、議案第19号平成29年度
鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題
といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第14号平成29年度鳴沢村一般会計予
算から議案第19号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会
計予算までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げま
す。

議案第14号平成29年度鳴沢村一般会計予算につきましては、
歳入歳出予算総額18億7,116万1,000円で、前年度
比0.5%、1,001万8,000円の減となりました。

景気は緩やかに回復されていると言われていますが、地方への波及効果はまだまだであり、また地方自治体を取り巻く環境も、少子高齢化の進展をはじめとする多様な課題が山積みされているところでもあります。

当村においては、村税収入について、村の主幹税である固定資産税の土地の下落傾向が続いており、今後も大幅な増収等見込めない状況であります。

また、地方交付税については、平成29年度の国の地方財政計画において前年度と比較し、2.2%削減されており、今後はリーマンショック以降の特別枠の削減などにより徐々に減少することが推測されます。

一方、歳出面では、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修・改築費の増加等により、今後財政が硬直化することが懸念されます。

このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであり、今年度についても可能な限り、国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。

主な歳出といたしましては、所信表明で述べさせていただきました保育所運営事業6,394万7,000円、消防施設等整備・管理事業5,381万6,000円、ロードレース大会実施事業1,724万4,000円、小学校教育振興費1,669万2,000円、子ども医療費助成事業1,638万5,000円などのほか、社会資本整備総合交付金を活用した村道改良事業1億3,360万6,000円、簡易水道事業特別会計で行う事業への繰出金7,490万5,000円、農道整備事業666万4,000円などを計上しております。

歳入につきましては、村税7億5,214万円、特別交付税を含む地方交付税4億2,925万1,000円、国庫支出金1

億3,769万7,000円、県支出金9,128万6,000円などを見込んでおります。

なお、不足する財源については、財政調整基金など7,588万4,000円を繰り入れます。

続いて、議案第15号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から議案第19号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして8億9,476万4,000円で、前年度比0.2%、206万5,000円の減となっております。

以上が平成29年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第14号から議案第19号までの6件についての提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第19号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月10日から16日までの7日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月10日から16日までの7日間を休

会とすることに決定しました。

なお、本会議は3月17日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月9日

議会議長

署名議員

署名議員

平成29年3月17日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡邊明雄	10番	欠員

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第9号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算
(第6号)
日程第4 議案第10号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第4号)
日程第5 議案第11号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第4号)
日程第6 議案第12号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計

補正予算（第4号）

- 日程第7 議案第13号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第14号平成29年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第9 議案第15号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第16号平成29年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第17号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第18号平成29年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第13 議案第19号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第20号鳴沢村第5次長期総合計画基本構想を定める件
- 日程第15 同意第1号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件
- 日程第16 同意第2号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件
- 日程第17 一般質問
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（渡邊明雄君） 議員全員の方にご参集いただきましてご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡辺圭一君、小林清一君を指名します。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 8 年第 4 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の説明を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8 番 小林利雄君。

8 番（小林利雄君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

1 2 月 2 0 日 1 0 時より第 4 回定例会が招集され、会議が行われました。

議員 1 2 名と、会議事件説明のために、組合長初め、事件説明のために執行部 2 人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 2 0 日、1 日と決定されました。会議事件は 2 件で、内容としましては、議案第 1 1 号組合長等

の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定めることについて。

内容は人事院の給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定、山梨県職員の給与改定等に伴うもので、原案のとおり認定されました。

議案第12号平成28年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計補正予算について。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,777万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,393万9,000円とする。この件は原案のとおり議決されました。

なお、議会終了後、倉沢鶴義議員の提案で富士吉田市にある恩賜林所有地180坪が貸しておいた企業から返され、空き地になっているから有効活用するよう土地利用審議会を立ち上げるよう提案があり、3月の定例会で話し合うことに決定しました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、河口湖南中学校組合議会、6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告をさせていただきます。

平成28年12月20日14時より招集され、平成28年第4回河口湖南中学校組合議会臨時会が河口湖南中学校において行われました。

議員11名と会議事件説明のために、河口湖南中学校組合組合長渡辺喜久男富士河口湖町長、副組合長小林 優鳴沢村長、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合梶原義美組合長を初め、執行部3人、教育委員4人及び校長の出席がありました。

また、新任教育委員の渡辺美恵氏の自己紹介がありました。

本会議においての会議事件は3件で、会議録署名議員の指名があり、会期が20日から1日間と決定されました。

次に、議案第6号平成28年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算(第3号)議定についてで、歳入歳出それぞれ64万9,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,017万1,000円とするもので、歳入は繰越金、歳出は職員(事務職員、司書、運転士、調理員)の給料、手当の改正で原案のとおり可決しました。

以上で平成28年第4回河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告を終了いたします。

議長(渡邊明雄君) 次に、富士五湖広域行政事務組合議会、4番小林昭一君。

4番(小林昭一君) 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

平成29年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が2月23日午後2時30分より開催されました。

議員19名と、会議事件説明のために、代表理事堀内 茂富士吉田市長、理事小林 優鳴沢村長を初め、事件説明のために他の理事及び執行部及び事務局の出席がありました。

会期は2月23、24日、2日間と決定されました。

会議事件は4件で、内容としましては、議案第1号平成29年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算、議案第2号平成29年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計予算、議案第3号平成29年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算について、議案第4号富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてです。

議案第1号について、本案の予算総額は15億4,670万4,

000円であり、前年度予算に比べ9,533万6,000円の増額となっております。

歳入では、関係市町村からの負担金15億1,154万9,000円、繰入金2,243万5,000円、県支出金659万9,000円、諸収入485万3,000円が主なものです。

歳出では、議会費212万8,000円、総務費5,565万1,000円、消防費14億2,984万1,000円、公債費5,708万4,000円が主なものであり、大きくは消防施設等整備基金費がふえたためです。

原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、本案の予算総額は834万1,000円であり、前年度予算に比べ34万1,000円の減額となっております。

歳入では、財産収入681万2,000円、繰越金122万9,000円、諸収入30万円となっております。

歳出では、総合PR事業費105万4,000円、住民交流活動事業費727万7,000円が主なものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、本案の予算総額は9,817万6,000円であり、前年度予算に比べ32万3,000円の増額となっております。

歳入では、関係市町村からの負担金7,472万7,000円、使用料及び手数料2,325万円が主なものであります。

歳出では、火葬場の管理運営に関する総務費9,617万6,000円が主なものであり、原案のとおり可決されました。

議案第4号富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任について、これは、富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員渡辺晴美氏が平成29年3月7日をもって任期満了となるので、

富士五湖広域行政事務組合同規約第10条第2項の規定により、議会の同意が必要となるためです。後任に鳴沢村1651番地の1、小林喜代次氏が選任されました。

以上で平成29年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、青木ヶ原ごみ処理組合議会、2番 渡辺圭一君。

2番（渡辺圭一君） 青木ヶ原ごみ処理組合の議会について報告をさせていただきます。

平成29年2月24日招集され、9時30分より会議が行われました。

出席者は、議員8名と、会議事件説明のために、管理者渡辺喜久男富士河口湖町長、管理者職務代理者、小林 優鳴沢村長、青木ヶ原ごみ処理組合、三浦悦郎所長、会計管理者、堀内正志氏、監査委員、渡辺好男氏が出席しました。

本会議においては、会期が2月24日、1日間と決定されました。

平成28年度青木ヶ原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算について、歳入歳出ともに3,072万4,000円が全会一致で承認されました。

以上です。

議長（渡邊明雄君） 次に、青木ヶ原衛生センター議会、5番 渡辺政司君。

5番（渡辺政司君） 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

2月24日金曜日11時より招集され、第1回定例会が行われました。

出席者は、富士河口湖町の管理者渡辺喜久男町長ほか議員8名、

鳴沢村小林 優村長ほか議員3名、会計管理者1名、監査委員1名、事務局3名の出席がありました。

会議事件は1件で、会期は24日の1日間と決定されました。

内容としましては、平成29年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算について、事務局から歳入歳出それぞれ5,574万8,000円とする予算についての説明があり、予算書のとおり可決されました。

その他としまして、老朽化している青木ヶ原衛生センターの今後の方向性について質問があり、管理責任者からは、富士吉田市は、し尿処理、ごみ処理ともに、手直しして使用していくようであるが、これからの広域的な考えのもと、県有地の既得権を維持していくとの回答がありました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会、5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

2月17日午後2時50分より招集され、第1回定例会が行われました。

議員25名と、会議事件説明のために、広域連合長、内藤久夫 韮崎市長を初め、事件説明のために執行部及び事務局12名の出席がありました。

最初に、新たに選出された2名の議席の指定があり、会期は1日間と決定されました。

会議事件は5件で、内容としましては、まず山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について事務局から説明があり、原案のとおり承認されました。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について条例の改正を行うものです。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について事務局から説明があり、原案のとおり承認されました。

これは、年々増加する後期高齢者医療費を賄い、制度の持続性を高めるため若者世代との負担の公平性を図り、被保険者均等割額の軽減、所得の少ない者に係る所得割額の軽減等について、制度の見直しが行われたため条例を改正するものです。

続いて、平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について、事務局から説明があり、原案のとおり可決されました。

これは、歳入歳出それぞれ増額、減額せず、歳出予算の組み替えを行なったもので、公会計システム導入に係る費用が財務会計システムとの連携構築により388万円減額削減したためです。

次に、平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について事務局から説明があり、原案のとおり可決されました。

主な内容は、予算の総額に歳入歳出それぞれ363万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ989億3,948万2,000円とするものです。

これは、主に保険料軽減額が見込みより減少したため、負担金を5,239万円減額したものです。

次に、平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について事務局から説明があり、こちらも原案のとおり可決されました。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,938万2,000円であり、前年度と比較して693万7,000円の増額です。

最後に、平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について事務局から説明があり、こちらも原案のとおり可決されました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ993億6,870万2,000円であり、前年度と比較して20億6,452万3,000円の増額となります。

これは、過去5年間の給付費の実績から医療給付費が1.54%増加、また、被保険者数が年間約2,700人と1.78%の増加を見込んでいるためです。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第9号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）

◎日程第4 議案第10号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

◎日程第5 議案第11号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

◎日程第6 議案第12号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第4号）

◎日程第7 議案第13号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（渡邊明雄君） 日程第3、議案第9号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から、日程第7、議案第13号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第9号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算第6号から、議案第13号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は、委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号から議案第13号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第9号から議案第13号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (渡邊明雄君) 起立全員です。したがって、議案第9号から議案第13号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 議案第14号平成29年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第9 議案第15号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第10 議案第16号平成29年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第11 議案第17号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第12 議案第18号平成29年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第13 議案第19号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長 (渡邊明雄君) 日程第8、議案第14号平成29年度鳴沢村一般会計予算から、日程第13、議案第19号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題と

いたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

予算決算常任委員長（小林昭一君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第14号平成29年度鳴沢村一般会計予算から、議案第19号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計6議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月13日及び14日並びに15日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、十分に予算執行に生かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は、委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号から議案第19号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第14号から議案第19号までの6件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（渡邊明雄君） 起立全員です。したがって、議案第14号から議案第19号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第14 議案第20号鳴沢村第5次長期総合計画基本
構想を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第14、議案第20号鳴沢村第5次長期総合計画基本構想を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（渡辺一博君） 議案第20号鳴沢村第5次長期総合計画基本構想を定める件について、ご説明申し上げます。

鳴沢村第4次長期総合計画の計画期限が平成28年度で終了するため、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とする鳴沢村第5次長期総合計画の基本構想を策定するに当たり、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規程により、議会の議決を必要とするものです。

鳴沢村第5次長期総合計画案の16ページをお開きください。

第2編、基本構想から19ページまでが議決を必要とする部分

になります。

17ページをお開きください。

第2章、分野別目標になります。ここでは、村の将来像であります「心地よく健やかに暮らせるために、みんなで作る鳴沢村」のキャッチフレーズを実現するための柱となる、まちづくりの目標と基本方向を定めています。

1番としまして、「身近な自然を守り、安心・安全に暮らせる村づくり」では、住みやすく、質の高い生活を実現するため、地域の歴史や文化、景観や自然環境などの貴重な地域資源や地域特性を生かし、安心・安全で快適に暮らすことができる環境整備を図るなど、住む人に優しく、訪れる人に優しく、地球にも優しい「ふるさと」であり続ける村を目指して、15の基本方向を定めています。

2番としまして、「鳴沢村らしさが光るにぎわいのある村づくり」では、地域経済の活性化を図るなど、日々の営みから活力を生み、人が集い新たな魅力を創造しながら未来へ進む村を目指して、6つの基本方向を定めています。

3番としまして、「子どもからお年寄りまでみんなが生き生きと笑顔で暮らせる村づくり」では、子育て支援や高齢者福祉などの充実を図るなど、住民一人一人が住みなれた地域で、幸せに生き生きと笑顔で暮らし続けられる村を目指して、11の基本方向を定めています。

4番としまして、「自ら学び自ら参加する鳴沢文化が息づく村づくり」では、住民一人一人が喜びと誇りを持って、豊かな人生を送ることができる村を目指して、6つの基本方向を定めています。

5番としまして、「みんなが語り合い参加する村づくり」では、住民一人一人が主体となり、ふるさとに対する誇りと愛着を持

ち、人や企業を引きつける魅力あふれる村を目指すため、2つの基本方向を定めています。

6番としまして、「計画性のある行財政管理」では、行政需要に見合った財源の確保を図るとともに、限られた財源と人員を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げながら持続可能な村づくりを進め、子や孫の世代に引き継がれる村を目指して、3つの基本方向を定めています。

これらの43の基本方向は、村のあらゆる施策をカバーできる内容となっております。

なお、3番の「子どもからお年寄りまで、みんなが生き活きと笑顔で暮らせる村づくり」の中の国民健康保険制度と介護保険制度に関する施策については、前回の長期総合計画において、まとめて一つの基本方向として施策を掲載しておりましたが、ここ数年で大きな制度改革もあり、より柔軟な施策を講じるため、今回の計画より、それぞれ分離して基本方向を掲載しております。

以上で議案第20号鳴沢村第5次長期総合計画基本構想を定める件についての説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第15 同意第1号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件

議長(渡邊明雄君) 日程第15、同意第1号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第1号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林祺一郎氏が、3月31日をもって任期満了となることを受け、選任するものですが、引き続き、鳴沢村3577番地、小林祺一郎氏を選任したいと思っております。

ご存じのように、人格高潔で、人事行政に関し識見を有し、適任と認められますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長(渡邊明雄君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(渡邊明雄君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第16 同意第2号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

議長(渡邊明雄君) 日程第16、同意第2号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第2号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺茂富氏が、3月31日をもって任期満了となることを受け、選任するものですが、引き続き、鳴沢村21

5 2 番地 4、渡辺茂富氏を選任したいと思います。

ご存じのように、すぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより同意第 2 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡邊明雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第 1 7 一般質問

議長（渡邊明雄君） 日程第 1 7、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

3月7日に小林昭一議員から通告がありました「美しい村づくりの方策について」の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林昭一君からの「旧アネルバ社宅敷地の活用方について」の質問を許します。4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 旧アネルバ社宅敷地の活用法について。

ここで追加して申し添えます。旧アネルバ社宅と呼んでおりますが、現在も第一区と借地契約を結んでおり、管理もアネルバさんとなっておりますが、施設に長年住んでいる状況ではないようなので、あえて旧アネルバ社宅と呼ばせていただきます。

空き屋対策の特別措置法が平成27年5月に施行され、市町村長は治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に撤去や修繕を勧告、命令できるとされました。アネルバ旧社宅は、使用されなくなって大分たちますが、建物所有者に解体していただいた上、第一区ともご検討いただき、またあわせて隣地敷地所有者との協議の上、村営住宅を建設するなど新たな活用方法が必要だと思います。

例えば、静岡県小山町では、クルドサック16と名づけ、家庭菜園用地を含み、60坪から130坪の敷地を一つの集落となるよう10戸程度、町並みを考え小さな広場を設け、ベンチを置いたり低樹木を植えたりして、モデルハウスを含めた区画を販売しています。子育て世代支援価格対象区画を設け坪単価を割り引きもしているようです。

鳴沢村でも子育て世代の移住がふえるよう計画してもいいのではないかと思います。考えを教えてください。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えします。

アネルバの社宅は、空き家の状態となっており年数も経過しております。また、平成27年には、アネルバから取り壊しについて、土地所有者である第一区に話を持ちかけ、第一区の回答として、区有地は更地で民有地は畑として返還するよう申し入れしてあるようです。また、アネルバと第一区とで土地の賃貸借契約を交わしており、借地料は第一区の運営のための財源であり、権利関係が存在していますので、アネルバによる解体が完了した後に、区有地を含めた周辺の土地の利用について、土地所有者の理解をいただいたときには、活用について検討をしたいと考えております。

このほかに、村内全域を対象に住宅の購入や建設、リフォームなどを行う場合に、一定要件を満たした方を対象に補助を行い、村民が村に住み続けられる環境を、また、村を出た方が村に戻れる環境をつくることを優先したいと考えております。

昭一議員の質問にもあるように、子育て世代を含む三世代の同居の推進について、鳴沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標で「鳴沢村で産み、育てていくことに優しい環境を創生する」を掲げ、取り組む事業として「三世代の同居の推進・支援」をうたっております。

この取り組みとして、子育てにかかわっている役場職員などによる三世代同居の推進・支援検討会を本年2月27日に開催し、三世代同居によるメリット・デメリットの洗い出しや鳴沢村でどんな施策が有効かを検討した結果の報告も受けております。

今後、さらに検討会から出された施策を検証するとともに、具体的な施策内容や補助金額を決定していき、結婚を機に村から転出する新婚世帯に歯どめをかけたり、他市町村に住んでいる二世代親子が村に戻ってくるきっかけづくりになるよう、総合

戦略で掲げた施策であります「望んで産み、健やかに育てる環境の創出」を実現するために、親世代、子世代、孫世代のそれぞれがお互いに協力し、つながりを持ちながら生活していくことで、子育ての負担軽減を図りつつ、各世代が生き生きと健康的に生活できるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上で小林昭一議員の質問に対しまして答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 村当局のご尽力により、仮称鳴沢クリニック、診療所も10月完成予定ということで、ますます住みやすい村づくりになっていると思います。村営住宅をつくるに当たっても、若者の意見を聞きながら行政からのプランでなく若者の意見をまとめたような変わった建物でも魅力のある建物で、定住者が来るのかなというふうに思いますので、またいろいろご尽力いただきながらお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「除雪目的による除雪機購入補助や除雪機による公道の除雪に対しての助成について」の質問を許します。6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 除雪目的による除雪機の購入補助や除雪機による公道の除雪に対しての助成について村長に伺います。

近年、村内の降雪回数はそれほど多くありませんが、1度の降雪量が多くなってきたように感じます。本村は他町村と比較し、いち早く除雪作業に取りかかり、日常生活や通勤者等はほとんどが車による移動手段であるため、大変感謝しておるところでございます。除雪作業の受託者は、夜明け前から作業をしているにもかかわらず、細い公道についてはおくれがちで、相変わ

らず遅くて困る、外出できなくて困るとの苦情が多く聞かれます。

平成24年第4回の定例会の一般質問で、私どもは小さいころから昔からの恒例で、各家庭沿いの村道は家族総出で雪かきをし、お互いが通行できるようにしており、住民みずからの除雪態勢を整えるべきだとの質問に共助の精神で村民による除雪を実現したいと答弁されておりますが、行政としての指導は進展していないように思われます。

近年では、自家用除雪機による除雪を行い、いち早く通常の活動ができるように進める家庭が多くなってきたように思われます。高齢化と人口減により人手はなくなり、住民の意識は年々薄れ、以前のような態勢は難しい面も生じてきています。家庭での除雪機購入に際して補助制度を導入し、住民による除雪態勢を整えることも重要と考えますが、行政としてどのように考えるか、伺います。

また、自家用除雪機を使用するの公道の除雪に対し、燃料費等の助成をすべきだとも考えますが、あわせて伺います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えします。

平成28年度に第一区からの陳情事項にも、小型除雪機の購入補助に関する要望がありました。この要望に対する回答といたしまして、狭い道路の除雪対策及び高齢者の除雪作業の軽減ということに対し、除雪機の購入補助制度について検討するとの回答を行った経緯もあります。

庁舎内で補助制度に対する検討を行ったところ、道路の除雪を目的とした補助を行っている市町村もありますが、対象者は自治会や自主防災会等に限られ個人への補助を行っている市町村はありませんでした。個人への補助制度を行っている市町村に

においても、生活支援、防災対策として補助を行っており、道路の除雪を目的とした補助を行っている市町村はありませんでした。

このため、鳴沢村でも道路除雪を目的とした除雪機購入補助については、区あるいは組単位への購入補助については検討いたしますが、個人への購入補助等は考えておりません、とこのような回答をいたしておるところでもあります。これも引き続きこのような計画で進めたいと思っております。

また、既購入者への公道除雪協力に対し燃料費等の助成をすべきと思うが、という質問ですが、小型除雪機を所有している方が自宅周辺の道路を除雪していただいていることは承知しております。

行政においても、除雪基準に基づき委託業者による除雪作業を行っておりますが、幹線、通学路以外の狭い道路や人家の少ない周辺部分については、除雪がおくれてしまっております。少ない委託業者で除雪を行っており、やむを得ない状況であることをご理解いただきたいと思います。

鳴沢村地域防災計画においても、自助・共助の必要性について述べられており、道路の除雪につきましても、除雪を行える方は、除雪に協力していただきたいと思います。

佐藤議員の除雪作業に対する燃料費の助成を行ってはどうか、との質問についてですが、誰がどのくらいの時間除雪を行ってもらっているのか確認をとることは困難であるため、燃料費の算定をすることができません。また、自主的に除雪を行っている方も、ボランティア精神で除雪を行っており、それに対する対価を求めていないと伺っております。

このように自助・共助の考えを持つ方がふえてくれれば、鳴沢村はすばらしい村になっていくと考えておりますので、自主的

な除雪に対する燃料費等の助成は考えておりません。

現在、村内の8業者と個人の方4人に委託し、村道及び公共施設約26万8,000平米の除雪作業を行っておりますが、除雪範囲も広く委託業者も少ないため、降雪量が多かったり降雪時間帯によっては、登校、出勤時間までに除雪が完了しないこともあります。また、業者ごとの除雪委託区域も非常に広いため、業者への負担が大きくなっています。今期の冬は比較的降雪も少なく、住民生活に大きな支障もなく過ごせましたが、来期以降の除雪作業をより迅速に行えるよう、村内で重機を所有している方々に対し、除雪作業の業務委託が可能かどうかを確認したいと考えております。

以上で佐藤博水議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） ただいま燃料費等の助成はなかなか難しいということで、公道を除雪している方については、代価を求めている人はほとんどいないと思いますが、あえて地域住民による生活環境づくりというようなことで、一考していただければありがたいと思います。さまざまな観点から生活環境づくりに重点を置いて、より楽しい生活が送れるような行政指導に期待し、質問を終わりたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 続いて、「防犯対策の一環としての青パトを使用してのパトロールの実施について」の質問を許します。6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 防犯対策の一環として青パト使用による村内パトロールの実施について村長、それから教育長に伺います。

過日、村内道路上において、児童が下校途中や帰宅途中に不審者による声かけ事案や自動車で後ろをつけてくるといった事案

が発生しました。幸い被害はなかったようですが、数年前にもコンビニで殺人事件が発生しており、大変憂慮されております。

以前、青パトでのパトロール実施時期には、相当抑止効果があったように思います。平成25年6月と9月の定例会の一般質問に対し、児童の下校時における監視活動やパトロール、他の防犯対策の検討、ボランティアによって児童の下校時におけるパトロールだけでも体制を整えたいと答弁をされております。

駐在さんのパトロール強化や保護者による防犯監視活動以外の対策や検討状況を伺いたいと思います。

また、小学校保護者による当番制での下校指導や防犯監視活動、パトロールは非常に効果があり、継続実施をお願いしたいと思っておりますが、実施されていない時期がありますが、その経過や理由を伺いたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えします。

3学期に入り鳴沢小学校の通学路で、不審者声かけ事案が2件ほどあり、学校から各家庭へ情報提供と注意喚起の手紙を出しております。また、警察にも通報し、駐在さんにパトロールの強化をお願いいたしました。今後は、それらに加え、このような事案が発生した場合は、学校から速やかに教育委員会に報告してもらい、随時、村内放送を流すようにしたいと思っております。住民の方に周知することで、児童の見守りの協力をお願いできると考えております。

平成25年6月と9月の定例会の一般質問で多くの提案をしていただきました。村広報紙に、小学校の下校時間帯の児童の見守り活動に協力していただける防犯ボランティアを募集しましたが、応募はありませんでした。また、簡単に取り外し可能な青色回転灯の公用車への装着については、効率的な面から導入

しませんでした。教育委員会の職員が村内へ出かけるときには、引き続き青パトを使用するよう命じております。ただ、パトロール目的だけの青パトの使用は、今の職員体制ではできないのも事実であります。

また、安協鳴沢支部の方に協力していただき、4月から約1ヶ月間、登校時間帯にボランティアで街頭指導を行っていただいております。保護者による防犯パトロールにおいても、下校時間に30分間指定場所で見守り後、自動車にステッカーを張り、周辺のパトロールを行っていただくことになっております。

昨年12月には、胃腸炎の集団感染があり、5、6年生が3日間学年閉鎖した際には、低学年だけの通学が心配のため、教職員が登校時に通学路に立ち街頭指導を行ったと聞いております。このように、安全対策として駐在さんや保護者以外でも適宜、パトロール、見守り活動は行っております。

以上で、青パトの使用についてはご容赦願いたいと思います。小学校関係の保護者の質問には、教育長さんに答弁していただきますので、よろしく願いいたします。

議長（渡邊明雄君） 引き続き、教育長。

教育長（渡辺千秋君） 小学校で当番制によるパトロールが実施されない時期があるが、どうしても、ですが、小学校に確認しましたら、学校ではPTA活動の一環として、年2回、第1期は6月から10月、第2期は10月から12月に全家庭にご協力いただき、防犯パトロールを実施しています。パトロールを始めるまでには、学校で予定表をつくり調整を行った上で、各家庭に年2回のパトロールを当番制でお願いしております。立つ場所は、学校西十字路と安富歯科東側横断歩道付近の2カ所で、時間帯は低学年の下校時間と高学年の下校時間に30分程度実施しております。

防犯パトロールについては、年2回の協力をいただいておりますが、そのほかにも夏季休業中のプール監視当番への協力、年4回の授業参観への出席、運動会や家庭訪問及び個別懇談、引き渡し訓練や環境整備作業、危険箇所点検など多くの行事に参加していただいております、共働きの世帯がふえている中で、これ以上の負担を求めにくいのが現状で、PTA活動の一環として行っているのでPTA総会での了承が必要であり、学校だけで決めることはできないため、実施されない時期が生じてしまっております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） パトロールについてボランティア奉仕によって協力する方の募集があったというようなことをございますけれども、住民の昔からのあれでなかなか手を挙げてしてくれる人がいないというのが現状だと思います。しかし、そこで一本釣りと言えば言葉がおかしいですけれども、やってくれそうな方を見つけて話をかけてお願いするとかというようなことも検討の余地があるかなと、このように考えます。

それから、学校のほうで実施されないところで、PTAの協力をもちろんいただくわけですがけれども、実際には自分の子供の安全を守るわけですから、するしないということではなくて、やはり一方的にある程度の指導といいますかね、その辺を了解いただく中で、年間を通してパトロールできるように、何かあってからでは遅いわけでありますので、そんなことをお願いしたいと、このように思います。

最小の経費で効果のある方策をいろいろ考えながら、パトロールすることが非常に重要だと思いますので、365日、安心・安全のパトロール実施を期待し、質問を終わりたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「老朽化した配水管の耐震化や施設整備等の工事計画に沿った水道料金の定期見直しについて」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 老朽化した配水管の耐震化や施設整備等の工事計画に沿った水道料金の定期見直しについて村長に伺います。

近隣の市町村では、水道の事業を独立採算制の原則に従って、老朽化した配水管の耐震化や水道施設の維持管理にかかる費用を水道料金で賄うために、水道料金を定期的に見直ししています。富士吉田市でも、29年4月1日から料金の引き上げを予定しています。

一方、鳴沢村では、水道会計の不足分を一般会計から繰り入れて補っています。安い水道料金ではありますが、実際には高い水道料金を支払っていることになります。その結果、使用料の少ない家庭では、使用料の多い家庭に比べて大きな負担をしていることになります。

また、水道事業会計の不足分を一般会計から繰り入れすることにより、福祉や教育等の予算が削られるおそれもあります。

最近では、節水意識や節水機器の普及、少子高齢化による給水人口の減少が使用水量の減少を招き、水道料金収入が減少する傾向にあります。水道事業の収支がさらに悪化することが予測されます。

年度ごとの水道料金収入と不足額の推移と現在の水道料金を設定した年度と算出基準を教えてください。

また、水道料金は、老朽化した配水管の耐震化や施設整備費等の工事計画に沿って定期的に見直すべきものと考えます。今後、工事計画に沿って水道料金を見直す考えはありますでしょうか。お願いします。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

水道料金の改定とか、いろいろ伺っておりますが、先ほどの29年度国民健康保険特別会計予算並びに鳴沢村介護保険特別会計予算、鳴沢村後期高齢者医療特別会計も同じですが、足りない分は一般会計から補填しなければ皆さんの生活が成り立たないとともに、水道料金のほうが、皆さんの生命を守っている水ですので、私とすれば一般会計から繰り入れるのは当たり前だと思っております。あとの数字的なことは振興課長さんにお答え願うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（渡邊明雄君） 引き続いて振興課長。

振興課長（三浦寿得君） 渡邊政司議員からの質問にお答えいたします。

平成23年度から平成27年度まで5ヶ年の水道料金と財源不足額の推移についてお答えしますので、お配りしてあります別添資料をごらんください。

23年度につきましては、水道料金収入が4,456万9,940円で、財源不足による一般会計からの繰入金はありませんでした。

平成24年度は水道料金収入が5,188万6,160円で、一般会計からの繰入金は1,745万円です。平成25年度については、水道料金収入が4,444万8,915円で、一般会計からの繰入金は1,150万円です。平成26年度は、水道料金収入が4,448万4,860円で、一般会計からの繰入金は5,220万円となっております。平成27年度は、水道料金収入が4,539万3,570円で、一般会計からの繰入金は5,300万円でありました。

水道料金収入は、ほぼ同額で推移しておりますが、一般会計か

らの繰入金が26年度、27年度と大幅に増加しております。

これは、県営中山間事業に伴う配水管の布設替え工事や耐震化による老朽管の布設替え工事の増加、緊急時用発電装置の整備を行ったことによります。

また、現在の水道料金を設定した年度と算出基準についてですが、鳴沢村では昭和50年度に紅葉台水道企業団から鳴沢村簡易水道事業へと組織変更を行い、給水区域、給水人口、給水量、水道施設等の概要計画を策定し、山梨県より事業認可をいただいております。それに伴い、水道条例を制定し水道料金を定めております。

算定基準についてですが、当時の資料を確認しましたが、明確な算定基準は見つかりませんでした。恐らく近隣町村の水道料金を参考に料金を定めたのではないかと推測されます。昭和50年に水道料金を定めてから、抜本的な料金体系の見直しは行われていません。

ただし、平成20年度に住民以外の水道料金について大幅な値下げを行いました。これは住民と住民以外との料金格差が大き過ぎたために改善したものであります。

それから、水道料金の見直しについてですが、政司議員のおっしゃるように、水道料金は施設の維持管理費や今後の施設整備費等の計画に沿って随時見直しを行っていくものであると思います。

本村でも、平成28年度に振興課内において、料金体系及び水道条例そのものについての検討を行ってまいりました。ここ数年、国道工事や県営中山間事業に伴う水道管の布設替えにより、一般会計からの繰り入れ金額が大きくなりました。今後も老朽化した配水管の布設替えが必要となりますので、一般会計からの繰り入れはやむを得ない状況ですが、一般会計からの繰入金

を少しでも抑えるように料金体系の見直しを行い、料金収入の増加に努めたいと思います。

また、平成25年3月議会においても同様の質問があり、その際も村長が答弁しておりますが、低価な水道水を供給することは、広く村民が恩恵を受け平等性が保たれ、高齢者や低所得者の方にも有益な生活支援策でありますので、極端な料金の値上げは行わず、近隣町村と比較しても妥当な金額となるような料金体系を整えていきたいと考えております。

以上で渡邊政司議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） ただいま条例を改正し、水道料金の見直しをしていただくという回答がありました。これからは将来の財政状況を見直しして財政状況に応じて水道料金を見直ししていくようお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「命の大切さについて」の質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 命の大切さについて、教育長に伺います。

日本の年間自殺者は約2万4,000人、そのうち24歳までの若者の自殺者数は1,600人を超えています。児童生徒のいじめは22万4,540件と文部科学省から報告されております。いじめによる自殺、高校生同士の殺人、子供が親を、親が子供を殺したとの報道も数多くあります。小学生のときから、命は一つしかない、人生は1度だけ、自分の命も他人の命もこの世の中で一番大切と教育していく必要があります。鳴沢小学校では、命の大切さをどのように教えていますか。お伺いいた

します。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 小林利雄議員の質問にお答えします。

いじめなどによる児童生徒の自殺や子供が巻き込まれた事件などが社会問題となっております。これは、安全・安心を基盤とし、教育活動を進めていこうとする学校にとっても大変大きな課題となっております。

小学校では、命の大切さについては、道徳の授業をかなめとして、全教育活動の中で進めています。平成28年度道徳教育全体計画では、重点目標として、自他の生命の尊さを知り、命あるものを大切にすることの育成を掲げ、1・2年生では、年間3回、3・4年生では、年間2回の生命尊重に関する道徳の授業を行っております。

また、道徳教育関連表を作成し、生活科や理科、社会科、総合的な活動の時間、児童会活動、福祉講話や生き物の世話などを通して、命の大切さを考える機会とし、取り組んでおります。

NPO法人「いのちの教室」による命をテーマにした出前授業もありますので、今後は、実施についても検討していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 教育長も申しましたが、2月16日の山梨日日新聞に「いのちの出前授業」という記事で、「昭和町の若尾久さんがNPO法人「いのちの教室」を設立し、全国で授業を行っている。多くの青少年がみずから命を絶つ現状に心を痛め、子供たちが命の大切さに気づくようきっかけを提供したい。今までに小中学校など約600校を回り、県内でも母校の押原中学校など約10校でマイクを握った。約6万人以上が授業を受

け、自殺を考えていたと打ち明ける手紙が約200通届いた。」という、こういう内容でした。

文部科学省学習指導要領に「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において児童に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得される」と書いてあります。いじめに遭ったとき、困ったとき、逆境のとき生きる力が必要です。このようなとき経験豊かなNPOいのちの教室が役に立つと思います。正規の時間表の中でなくても春休みとか夏休みに利用するようお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、「鳴沢小学校における薬物乱用防止講話の検討を」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 近年、飲酒、喫煙、薬物乱用の低年齢化が進んでいるため、従来の中学生、高校生への薬物乱用防止講話の授業が小学校へと移行してきています。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、青少年に対する啓発を強化しています。

山梨県教育委員会でも、子供の現代的な健康課題である喫煙、飲酒を含む薬物乱用防止の理解と指導方法、課題等について、より実践的に理解を深め、各学校での喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育のより一層の推進を図るとし、山梨県薬物乱用防止教育研修会を開催しています。

次年度以降、ライオンズクラブ認定薬物乱用防止講師や医師または薬剤師等の外部講師協力のもと、鳴沢小学校において主に6年生を対象とした薬物乱用防止講話を行う考えがあるでしょうか。教育長にお伺いします。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 三浦直樹議員の質問にお答えします。

子供たちの健やかな育成を目標に掲げる学校教育において、喫煙、飲酒、薬物乱用などを防ぐ教育は、とても重要であると考えます。

現在、鳴沢小学校では、特に時間をつくり6年生対象に薬物乱用防止講話はしておりませんが、6年生の保健体育の授業で、喫煙、飲酒、薬物乱用の健康への影響を学習しています。現在の鳴沢小学校の現状を見る限り、児童の中にそのような問題を抱えている子はありません。外部講師による学習も有効であると考えますが、講話を聞いて、好奇心をあおることも懸念されます。養護教諭も毎年開催される薬物乱用防止の研修を受けております。

また、河口湖南中学校において、ライオンズクラブで実施している講話会を開催していると伺っておりますので、引き続き中学校での実施をお願いしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 子供を薬物乱用の魔の手から守るのが大人の責任です。小学校に薬物乱用防止教育をするのは、時期尚早と思われるかもしれませんが、また悪影響も懸念されているようですが、しかし、それは子供の置かれている環境を認識していないように思われます。テレビや雑誌、インターネットからのさまざまな情報は判断力が十分育っていない小学生にも大量に降り注いでいます。薬物乱用に関する情報もその中に紛れ込む。大人が知らないうちに子供たちのもとに届いています。

この講習によって、喫煙、飲酒が子供たちの成長に及ぼす影響を理解させること。また、薬物についての正しい知識を植えつ

けること。これが薬物乱用防止の第一歩となります。薬物乱用の恐ろしさを理解し、薬物に近づかないこと。そして薬物が近づいてきても勇気をもって断ること、このことをよく教える授業となります。

今回は、授業に組み込むお考えはないということでしたが、今後薬物乱用防止講話の授業を取り入れる小学校が増加していくことと予想されます。時期を見て再度検討していただきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問を終わります。

◎日程第 18 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（渡邊明雄君） 日程第 18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第 71 条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（渡邊明雄君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成29年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月17日

議会議長

署名議員

署名議員